

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第7準備書面

令和3年12月24日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

本準備書面は、答弁書第9（129頁以下）における被告の主張に反論するとともに、避難計画の不備が原発差止訴訟において独立した差止事由となることについて原告らの主張を補充するものである。

第1 はじめに

人格権は多種多様な権利であるため、人格権に基づく差止請求権の要件は、人格権の保護法益ごとに、またこれによって制限される権利・利益ごとに、内容が異なるのが当然である。

本件は生命および身体を人格権として、これに対する侵害行為の予防を求める差止請求であるところ、生命および身体は我が国の法体系の中で最も基本的かつ重要な法益であることは論を俟たない。また、原発事故が発生した場合における生命および身体の被害は広範かつ深刻で不可逆的なものとなることは、訴状15頁～24頁において詳述したとおりである。

そうである以上、本件原発の原子炉稼働による生命および身体に対す

る侵害行為の予防を求める差止請求権の要件は、名誉、プライバシーその他の法益に対する侵害の予防を求める差止請求権の要件とは必然的に異なる（前者の方が後者より緩やかとなること）もまた当然の帰結である。ましてや、本件において差止請求が認容された場合に被告が受ける不利益は専ら被告の経済的不利益にとどまるわけだからなおさらである。

本件差止請求の発生要件としての人格権侵害の具体的危険の判断基準を導くに当たっても、以上の一般論を踏まえなければならない。保護法益の種類および想定される侵害態様・結果等を踏まえれば、本件における原告らの保護法益の要保護性が高いことは明らかであり、そのことからすれば、たとえ深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する安全確保対策に欠けるところがない場合であっても、なお残存している放射性物質大量放出事故が発生する蓋然性を無視することは許されない。少なくとも避難計画その他の深層防護の第5の防護レベルに相当する安全確保対策に欠けるところがないと評価できない限りは、本件原発の稼働による生命・身体に対する具体的危険の存在が肯定されなければならないというべきである。

第2 水戸地判に矛盾はなく正当であること

被告は、水戸地方裁判所令和3年3月18日判決（甲A49）について、「深層防護の第1層から第4層までの安全確保対策には問題はなく、（発電所の運転に伴って放射性物質を環境に異常に放出するような）事故が現実発生する蓋然性はないと認定した」にもかかわらず、「人格権に基づく差止請求の要件としての具体的危険の存在を肯定しており、その論理は明らかに矛盾している」と批判する（答弁書136頁）。

しかし、水戸地判は、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当す

る安全確保対策（オンサイトの安全確保対策）に欠けるところがあるとは認められないことをもって「放射性物質を環境に異常に放出するような事故が現実には発生する蓋然性はない」等とは認定していない。むしろ水戸地判は、「原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難といわざるを得ない」としている。つまり、水戸地判は、第1から第4の防護レベルに欠けるところがなくとも、予測を超える自然災害等によって放射性物質が異常に放出されるような事故が起こる可能性があることは前提としている。

その上で水戸地判は、「そこで、周辺住民に対して大きなリスク源となる発電用原子炉施設が、予測の不確実さに対処しつつリスクの顕在化を防いで安全性を確保するための方策として、深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAは第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用している」と、深層防護の考え方について正しい認識を示し、「避難計画等の第5の防護レベルの安全対策については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置がされることにより、もって、発電用原子炉施設の安全を図るものとしている」と、第5の防護レベルに係る我が国の法制度に言及しつつ、「そうすると、我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険が

あるというべきである」という判示を導いたのである。

このように、水戸地判は、深層防護の考え方に則って、深層防護の第1から第4の防護レベルとは独立して、第5の防護レベルの不備のみでも差止事由になるとした正当なものであり、矛盾はない。被告は、原発事故による人格権侵害のおそれの有無を判断する原発差止裁判において、「確立された国際的な基準」（原子力基本法2条2項）であり原子力の安全確保の基本的考え方である深層防護を取り入れられない根拠を何も述べておらず、その点で水戸地判に対する正当な批判にはなっていない。

第3 人格権侵害に至る機序の詳細な立証は不要であること

被告は、大阪地裁平成5年12月24日判決を引用し、「(人格権に基づく差止請求)が認められるためには、一般的に、①人格権侵害による被害の危険が切迫しており、②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方(侵害者)の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要するとされている」(答弁書130頁)と主張する。

しかし、この大阪地裁平成5年12月24日判決は、人格権侵害に基づく原子力発電所の差止訴訟における最初期の裁判例に過ぎない。原発事故がもたらす被害の深刻さを無視し、差止を認める要件を過度に制限しているため、原子力事業者は原発の差止請求訴訟でほぼ決まって主張してきた判断枠組みであるにもかかわらず、後の裁判ではほとんど取り入れられていない。

被告は、18件の裁判例を挙げて、「原告らが…本件2号機の運転に伴い、いかなる機序でどのような人格権侵害の具体的危険が原告らに生じ

るかということが具体的に明らかにされなければならない」(答弁書132頁)とも主張するが、その18件の裁判にも、そこまで詳細な機序の立証を住民側に求めたものは見当たらない。被告は、「原子力発電所の運転に伴う具体的危険の存在を肯定するのであれば、原子力発電所の運転に際し、当該原子力発電所のいかなる設備や構造等に起因し、どのような機序で、放射性物質を異常に放出するような事故が現実発生する蓋然性があるのか、さらに、当該事故によって運転の差止めを請求する個々の生命、身体等の人格権が侵害されるに至る蓋然性があるのかが検討されなければならない、それら全てが肯定されて初めて当該原子力発電所の運転に伴う人格権侵害の具体的危険の存在が認められるはずである」(答弁書136頁)とまで主張するが、訴状26頁で述べたように、原子力発電所の事故は常に「想定外」から生じるものである。住民側において多段階に施された安全対策がすべて機能せず人格権が侵害されるに至るまでの機序を具体的に立証することはまず不可能であり、そのような不可能を強いることは公平を失する。他の原発差止を認めた裁判例(たとえば大津地裁平成28年3月9日決定判例時報2290号75頁、広島高裁平成29年12月13日決定判例時報2374号132頁、広島高裁令和2年1月17日決定判例秘書L07520109)でも、当該原発の安全対策のいずれかの点で具体的な不備が認められれば、それがいかなる機序によって周辺住民の生命、身体等に危険を及ぼすのかという点の具体的な認定はほとんどなく、人格権侵害の具体的危険が推認されてきた。それは、原子力発電所が抱える潜在的リスクの大きさからすれば、安全対策のいずれかの点に不備があれば、それだけで直ちに周辺住民に被ばくの危険があるとは厳密にはいえないとしても、法的にあるいは社会通念上許容できないリスクがある(安全ではない)と考えられているからである。

被告は、「本件訴訟が民事裁判である以上、民事裁判における主張立証責任の一般原則に従い、請求が認められるための要件についての主張立証責任は原告らにある」、「上記の理を変更した最高裁判所判例がないのはもちろんのこと、主張立証（疎明）責任の所在そのものを転換した裁判例は存在しない」（答弁書132頁）等と主張するが、最高裁平成4年10月29日判決（民集46巻7号1174頁）（伊方発電所原子炉設置許可取消請求事件）では、被告行政庁側へ立証責任を転換したものと理解されている。そして、仙台地裁平成6年1月31日判決（判時1482号3頁）以降、多数の原子力発電所の差止裁判では、この最高裁判決の判断枠組みを民事裁判に準用するような形で、原子力発電所の安全性についての立証責任を原子力事業者に課している。

第4 名古屋高裁金沢支部判決等の誤り

被告は、避難計画その他の深層防護の第5の防護レベルに相当する安全確保対策の不備があるだけでは「具体的危険」の存在を肯定できないとした裁判例として、高浜原発に関する名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決等の裁判例を引用している。

しかし、上記名古屋高裁金沢支部判決については、大塚直教授より、「本判決が避難計画について判断を回避したことには問題があると思われる。避難計画は、原子力規制委員会の権限には含まれないが、住民の人格権侵害という観点からは、事故の際にもっとも重要な問題点の1つとなるのであり、当然民事差止請求の対象に含まれるべき問題である」
『『そもそも当該原発について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきである』とする本判決の記述は、避難計画の意義を極めて軽視するものであり、到底容認できない。すなわち、最新の科学的専門技術的見地からの対策をとっても

なお事故のおそれがなくなったわけではないのであり（原子力規制委員会前委員長田中俊一氏発言）、このように、恰も事故の対策をとっていれば事故は全く起きないような記述は、（想定外の事故を起こしてしまった）福島原発事故の教訓を全く得ていないものとして批判されなければならない。本判決自体『社会通念上無視できる程度』の危険、すなわち、一定の残存リスクは認めているのであり、これが上記の記述と矛盾することが自覚されなければならないであろう」と的確に批判されているところである¹。

大塚直教授も指摘するように、オンサイトで最新の科学的技術的見地からの安全確保対策を施したとしても、それをもって絶対的安全が確保されるわけではなく、想定を超える自然災害等が生じることによって、放射性物質が原発外に異常に放出される事故が発生する可能性はある。しかも、この確率がどの程度のものであるかは科学の不定性ゆえに十分な精度をもって予測することができない。他方、原発稼働中にそのような自然災害等が発生して重大事故が生じてしまった場合には、周辺住民の生命・身体に対する広範かつ深刻で不可逆的な被害を招くことになる。だからこそ、従来の裁判例は、人格権侵害の具体的危険性の判断に際して、被害発生の高度な蓋然性を要求せずに、「社会通念上無視しえない程度を超える危険性があれば足りる」とか「生命・身体に対する危険が社会通念上許容できる水準以下にないことが必要である」等と判示してきたのである。

福島第一原発事故により、どんなに対策を講じても放射性物質を外部に放出するような事故発生の可能性をゼロにすることはできないことが改めて確認されたことから、平成24年改正の原子力関連法令におい

¹ 大塚直「原発民事差止訴訟の課題——大飯原発控訴審判決」環境法研究第10号2020年 79頁

て、深層防護の考え方を徹底することになった。原子力基本法及び原子力災害対策指針が原子力災害時における避難計画の実効性の確保を求めていることは訴状（４０頁，４３頁）で主張したとおりである。

避難計画その他の深層防護の第５の防護レベルに相当する安全確保対策の不備があるだけでは人格権侵害の具体的危険性の存在を肯定できないとした裁判例はいずれも誤りであって、深層防護の第５の防護レベルに相当する避難計画の不備を理由に具体的危険を肯定するのが、福島第一原発事故後の法制度と社会通念を踏まえた正当な判断といふべきである。

第５ 避難計画の不備を差止事由とする裁判例

水戸地裁令和３年３月１８日判決以外にも、避難計画の実効性の欠如を人格権侵害の根拠として認めた裁判例はあり、またそこまでは至らなくとも、避難計画の不備が独立した差止事由になり得ることを前提とした裁判例もある。放射性物質が放出される事故が発生する具体的危険の立証（疎明）を要求し避難計画の実効性の欠如を差止事由とする住民側の主張を門前払いにする裁判例が多数を占めている訳ではない。

以下では、前記水戸地判以外の、避難計画の不備が原発の差止事由となり得ることを示した３つの代表的な裁判例を紹介する。

① 鹿児島地裁平成２７年４月２２日 判例時報２２９０号１４７頁 （平成２６年（ヨ）第３６号 川内原発稼働等差止仮処分申立事件）

この裁判例では、「本件避難計画等の実効性と人格権侵害又はそのおそれの有無」が「争点４」として整理されている。

この争点についての裁判所の判断は、「適正な避難計画の策定が求められること」との表題の下、以下のように判示された。

「本件原子炉施設は新規制基準に適合しており、地震に起因する事故の可能性や火山事象により影響を受ける可能性に関する債権者の主張及び疎明資料を検討してみても、本件原子炉施設を差し止めるに足りる人格権の侵害又はそのおそれがあると認めることはできないことは、既に述べたとおりである。

しかしながら、新規制基準に適合したからといって、地震に起因する本件原子炉施設の重大事故（健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような事故）や火山事象により本件原子炉施設が重大な影響を受けることがおよそあり得ないと認められる訳ではないし、現時点で地震学及び火山学の知見に照らしても、本件原子炉施設の重大事故に結びつく地震又は本件原子炉施設に重大な影響を与える火山事象がおよそ起こり得ないとまで認めることはできず、ただ重大事故等の発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができると判断できるにすぎない。

そのように極めて小さな可能性であっても、重大事故発生の危険性を全く排除できない以上、本件原子炉施設において重大事故が発生した場合に、周辺住民が適切に避難できる避難計画が策定されるべきであることはいうまでもなく、そうした適切な避難計画が策定されていないまま本件原子炉施設を稼働させる場合には、周辺住民の人格権の侵害又はそのおそれが存すると解する余地がある。」（下線・強調引用者。以下同じ。）

結論としては、「本件避難計画等は、現時点において一応の合理性、実効性を備えている」等として「周辺住民の人格権の侵害又はそのおそれに結びつくような不合理性、非実効性が存すると認めることはできない」としているが、新規制基準に適合していても、適切な避難計画が策定されないままの原子炉の稼働は人格権侵害又はそのおそれが存すると解する余地があるとした点は正当である。

また、避難計画に係る判示の末尾部分に、

「本件避難計画等については、新たに得られた知見、住民の実態、防災訓練の結果等を踏まえ、更なる改善、充実に向けて不断の見直しが求められるべきものであり、そうした不断の努力を怠れば、避難計画等の内容が住民実態とかい離したり、緊急時対応に対する担当者や住民の意識低下を招くなどし、実際に重大事故が発生した場合に避難計画等に沿った具体的行動が採れない事態に陥ってしまいかねないのであって、債務者（注：原子力事業者）においては、国、地方公共団体との連携の下でこれらの不断の努力を継続すべきであることはいうまでもない」と判示し、事業者も避難計画の実効性の確保に責任を負うべきことを指摘したことも注目に値する。

② 大津地裁平成28年3月9日決定 判例時報2290号75頁

（平成27年（ヨ）第6号 原発再稼働禁止仮処分申立事件）

この裁判例では、「争点六」として「避難計画」という項目が整理されており、下記のような判示がなされた。

「本件各原発の近隣地方公共団体においては、地域防災計画を策定し、過酷事故が生じた場合の避難経路を定めたり、広域避難のあり方を検討しているところである。これらは、債務者（引用者注：原子力事業者）の義務として直接に問われるべき義務ではないものの、福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような

基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。このような状況を踏まえるならば、債務者には、万一の事故発生時の責任は誰が負うのかを明瞭にするとともに、新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要がある、その点に不合理な点がないかを相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明する必要があるものと思料する。」

このように、この裁判例では、避難計画について、原子力事業者の義務として「直接に問われるべき義務ではない」としながらも、福島第一原発事故の経験を踏まえ、原子力事業者には避難計画に不合理な点がないことについて事実上の立証（疎明）責任を負わせている。

そして結論としても、「保全の段階においては、同主張及び疎明は尽くされていない」とし、「避難計画についても疑問が残る」ということを被保全権利が存在すると認める理由の一つとしている。

付け加えると、この保全異議審（大津地裁平成28年7月12日判例時報2334号113頁）では、

「債務者は、本件各原発に具体的現実的危険性はなく、債権者ら（注：住民側）の指摘等は危惧感にすぎないものである旨主張する。しかしながら、既に述べたとおり、福島第一原子力発電所事故の前にも現実に存在した危険について、これを運転していた東京電力は覚知して対応することができなかった。加えて、福島第一原子力発電所事故の原因に関する疎明資料は不足しており、現状において原因究明が完遂したと一応にしても認めることはできず、そうすると、新規制基準にしたがって設置変更許可を受けたことそれ自体によって安全性が確保されたとみることはできない」

と判示され、新規制基準の適合性が原子力規制委員会に認められただけ

では原発の安全性は確保されないという見解を明確に示している。

- ③ 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定 判例時報2290号90頁
(①の即時抗告審)

この裁判例では、「本件避難計画等の実効性と人格権侵害又はそのおそれの有無（争点五）について」という表題において、原子力災害対策特別措置法等の原子力防災に関する法令が長々と引用された上で、次のような判示がなされている。

「以上のような原子力災害対策に関する法令の規定からすれば、原子力災害の発生の防止及び拡大の防止等について原子力事業者は第一次的な責務を負うものの、当該原子力事業所において必要な措置を講ずることが前提とされており、当該原子力事業所周辺住民の生命又は身体を原子力災害から保護するための避難等を含むいわゆるオフサイトの災害対策は、市町村、都道府県及び国（原子力防災会議、原子力災害対策本部）が担うものとされ、このうち周辺住民の避難等については、避難計画の作成及び避難の勧告又は指示を含めて、基本的に市町村の責務とされているといえることができる。そして、これらのいわゆるオフサイトの災害対策については、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とされず、前記のとおり、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定めるほか、内閣総理大臣とともに原子力事業者による原子力事業者防災業務計画の作成等を規制する権限等を有するにとどまっており、その趣旨については、原子力規制委員会にその専門的、科学的な観点から関与させることとしたものであると解される。なお、原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であって、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力災害対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記

のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということ
はできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立さ
れた国際的な基準を満たさないということもできないことは、前記のと
おりである。

以上のような現行法制度の下においては、発電用原子炉施設に起因す
る原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しない
か又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原
子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性な
いし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該
発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原
子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権
(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるとい
うことはできないと解すべきである。」

しかし、この裁判例は、何故、避難計画が差止事由となる場合を「避
難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得る」場合に限定
するのか、その明確な根拠を示してはいない。橋本博之教授による判例
評釈²においても、「1 F 事故の経験則に照らすなら、『避難計画が存在し
ない』場合にのみ人格権侵害のおそれが問題になるという根拠はない。
本件決定が依拠する『立法政策』論は、オフサイト対策が有効・適切に
機能する限りで成り立つのであり、そうでなかった場合にも『人格権侵
害のおそれ』なしとする説得的な論理は示されていない」と批判されて
いるところである。

とは言え、この裁判例でも、かなり限定的な表現ではあるものの避難
計画の不合理性について独立した差止事由になり得ることは認めた。な

² 平成28年度重要判例解説 行政法10「原子力発電所の稼働差止めを求める仮
処分命令申立事件における主張・疎明のあり方」

お、本件において、原告らは、避難計画が存在することによって、避難計画が存在しないよりも却って無用な被ばくを強いられるおそれがあることを主張するものであるから、仮にこの裁判例の判断枠組みに拠るとしても原発の運転差止が認められる場合に当たると考えている。

高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394合併号383頁）でも、この福岡高決宮崎支部と同じ判断枠組みが採用されている。高松高決では、「もっとも、事案の性質に鑑み付言するに、前記のとおり、現状の避難対策には、対策が不十分で、改善が必要な部分が見られるのであるから、本件仮処分の結論とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火の場合のように、社会通念を理由に、先送りすることは到底許されるものではない」という判示までなされた。避難計画の不合理性や重要性を指摘しながらも、なおこれを差止事由と認めなかった矛盾はより顕著になっている。

第6 終わりに～「被害者の視点」の重要性

被告は、「本件2号機は、…多様な安全確保対策によってその安全性が十分確認されて（いる）」と主張する（答弁書137頁）が、原子力規制委員会が新規制基準の適合性を認めたとしたとしても安全とはいえないということは原子力規制委員会の委員長が繰り返し述べていることであり（甲A41参照）、上記被告の主張はただの願望に過ぎない。

また、原子力事業者にとっての安全性と周辺住民にとっての安全性との間には、質的・量的なかい離が存在する。すなわち、事業者からすると安全性はオンサイトの施設の技術面を中心に観念されるが、放射性物質は広くオフサイトに拡散するものであり、周辺住民からするとその関

心はより身近なオフサイトの対策へと向かい易い。加えて、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって原発事故が生じた場合事業者は免責される（原賠法3条1項）ためそのリスクは無視され易いが、住民側から見ると不可抗力によって生じた事故であっても被害の深刻さには変わりがない。住民側が不可抗力（「想定外」）による事故も含めてオフサイトの対策を要求することは当然であり、これをもって「絶対的安全」を要求するいわゆるゼロリスクの主張として顧みないのは不合理である³。

もし司法が住民側の視点を持たずに事業者側の視点のみから判断するならば、避難計画などは原発差止裁判における審査の対象外ということになるであろうが、そのような司法判断が定着してしまえば、本来約束されていたはずの避難計画の実効性向上に向けた継続的努力も近い将来忘れ去られてしまうに相違ない。

政府事故調・最終報告書では、「『被害者の視点からの欠陥分析』の重要性」（本文編4 1 4頁）という項目において、以下のようにまとめられている。司法において、福島原発事故の教訓として得られた「被害者の視点」を忘れない限り、避難計画の実効性の有無を審理対象外にすることは、あり得ないことである。

「以上の分析から導き出すことのできる教訓として、事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用に当たっては、地域の避難計画を含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、『被害者の視点』を見据えたリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、そうした取組を

³ 櫻井敬子「原発訴訟管見」行政法研究21号 2017年 69頁参照

定着させるべきである。なお、本項で言及した住民の避難計画とその訓練については、…原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきことを改めて指摘しておく」

以上